**越谷市の独自基準について**

　越谷市の基準条例は、基本的には埼玉県の基準条例に準じて整備していますが、利用者がより安心してサービスを利用することができる環境整備を図るため、以下の３つの独自基準を設けていますので、ご留意ください。

**１　暴力団排除**

【対象】　　全サービス

【内容】　　市が指定する各サービスの事業者は、原則、法人であることとしており、運営法人の役員等は暴力団員又は暴力団関係者であってはならない。

【理由】　　障害福祉サービスの事業活動により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することの内容、暴力団員等を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備するため。

**２　運営規程に「個人情報の取扱い」を規定**

【対象】　　全サービス

【内容】　　「個人情報の取扱い」について、運営規程に定める項目に規定する。

【理由】　　全事業所において取り扱っている利用者の個人情報について、管理を徹底する必要があるため。

**３　身体的拘束等を行うときの家族等への詳細な説明**

【対象】　　就労定着支援・自立生活援助を除く全サービス

【内容】　　やむを得ない場合における身体的拘束等の実施にあたり、利用者や家族に対して、できる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。

【理由】　　「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（厚生労働省作成）では、やむを得ず身体的拘束等を行うときの手続きとして「本人・家族への十分な説明」が規定されているが、省令では身体的拘束等を実施した際の状況の記録のみを行う規定となっているため。

**越谷市の独自基準一覧表**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 独自基準の内容 | 指定障害福祉サービス事業 | 指定障害者支援施設 | 障害者支援施設 |  |
|  | 障害福祉サービス事業 |
| 居宅介護 | 重度訪問介護 | 同行援護 | 行動援護 | 短期入所 | 重度障害者等包括支援 | 就労定着支援 | 自立生活援助 | 共同生活援助 | 療養介護 | 生活介護 | 自立訓練（機能訓練） | 自立訓練（生活訓練） | 就労移行支援 | 就労継続支援（Ａ型） | 就労継続支援（Ｂ型） |
| ①事故防止対策 | 利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 埼玉県条例の規定に準じた独自内容 |
| ②設備 | 訓練・作業室の面積は定員１人あたり３．３平方メートル以上とする | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 静養室を設け、寝台又はこれに代わる設備を備える | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 医務室を設け、治療に必要な器具等を備える | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | ○ | ○ | － | － | － | － | △ | △ |
| ③非常災害対策 | 非常災害に備え物資の備蓄に努める。 | － | － | － | － | ○ | － | － | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④暴力団排除 | 越谷市暴力団排除排除条例に定める暴力団員等でないこと。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 本市単独の独自内容 |
| ⑤運営規程 | 個人情報の取扱いを運営規程に規定する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑥身体的拘束 | 身体的拘束を行う場合、利用者・家族に対し詳細に説明し十分な理解を得るよう努める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

　○：独自基準を設けるサービス　　△：生活介護や自立訓練（機能訓練）を行う場合に独自基準を設けるサービス